

報告第22号

寡婦控除制度の総合的な検討を求める要望書

子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」は適用されません。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのあるものと定義されているからです。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は課税所得が高く設定されてしまいます。そのため、婚姻歴がない母は、母子世帯の中でも特に所得水準が低い傾向にあるにも関わらず、さらに大きな不利益を受けています。

税制改正は、社会経済情勢等の変化に対応し、また社会経済活動への影響を予測して専門的に審議され、また国民の幅広い理解を得て行われる重要な事項です。

よって、世田谷区議会は国会及び政府に対し、ひとり親家庭の現状、社会経済状況の変化等を踏まえ、税法の寡婦控除制度の改正を含め、子どもの立場を尊重した総合的な検討を強く要望いたします。

平成25年5月9日

世田谷区議会議長 島山晋一

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 平田健二様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 新藤義孝様